

正しい計量は信頼を守ります

一般消費者は、お買い物の際には実際に内容量を計ることはできず、表示された内容量を信用して商品を購入しています。
見えない信用・信頼に応えるには、正しい計量を行うことが大切です。

● 取引(内容量の表示)には「適正な“はかり”」を使いましょう

特定計量器(はかり)を取引に使用する場合は、精度や構造が一定の基準に合格していることを示す「**検定証印**」又は「**基準適合証印**」が付されているものをお使い下さい。検定に合格していない「はかり」を取引に使用すると計量法違反となり、罰則の対象となりますので御注意ください。

検定証印



基準適合証印



はかりの製造番号が記された銘板やシール等に刻印されていることが多く、大きさは様々ですが大半は3~5mm四方程度の大きさです。

(参考)



家庭用として使用するはかりに付されるもので、このマークがついているはかりは取引に使用できません。

● 取引に使う「はかり」は定期的に検査を受ける必要があります

「はかり」は、新品の時には正確でも長く使用していれば誤差が生じます。このため、取引に使用している特定計量器(はかり)は、**2年に1回**、許容誤差内に入っていることを確認するため、**計量検定所の検査を受けることが計量法で義務付けられています**。なお、計量検定所の検査の前に、**あらかじめ計量士が行う検査(代検査)を受けた場合は、計量検定所の検査が免除される制度があります**。



定期検査を受けなくてもよい「はかり」があります

パック詰め過程等で目安とするなど、取引(内容量の表示)以外の用途として使用する「はかり」は、定期検査の受検は不要です。【例：総菜等のパック詰めの前に、一旦、Aのはかりで概ねの重さを計り、パック詰め後に、Bのはかり(自動包装値付け機等)で計った内容量を表示する場合、Aのはかりは、定期的な検査は不要、かつ、特定計量器である必要もありません。】

栃木県計量検定所

〒321-3226

栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-64

TEL 028-667-9425

FAX 028-667-9426

Email : keiryoun-kentei@pref.tochigi.lg.jp



「適正なはかり」で
「正しい内容量の表示」
をしましょう!



計量検定所マスコット
「はかー君」

量目不足に注意しましょう！

風袋引き(風体の重さの入力等)は適切ですか？

- 量目不足の原因は風袋引きに関係することが多く見られます。
 - ▶ ワザビやタシ等の添え物は風袋量に含まれます。
(添え物の重さは内容量に含まれません)
 - ▶ はかりを使用する全ての従業員が、機械の操作方法・風袋引きの考え方を十分理解しているか確認しましょう。
 - ▶ 計量する商品の種類が変わる際は、風袋量の変更も忘れずにしましょう。
 - ▶ トレーの材質や規格、添え物等が変更になった際は、風袋量も設定変更しましょう。

「はかり」の管理は適切ですか？

- 設置方法やメンテナンスが悪いと、正しく計量できません。
 - ▶ 水平に設置されているか、はかりに付いている水平器を確認しましょう。
 - ▶ 計量皿等に風が当たらない場所に設置されていますか。
(エアコンの風向に注意しましょう。)
 - ▶ 商品に乗せる部分(計量皿等)に異物や商品の一部がこぼれたままになっていませんか。(異物等の重さが内容量に加算されてしまいます。)
 - ▶ はかりはこまめに掃除しましょう。(計量皿の下にゴミが詰まると正しく計れないことがあります。)



- 計量検定所では、一般県民の方を「計量モニター」に委嘱し、毎年10月の1ヶ月間、県内5市町において、食品の内容表示量の過不足等を調査しています。その際計量モニターから寄せられた食品販売店へのご意見等をご紹介します。
- ▶ 今回、計量モニターをさせていただいて、特に、不足量の大きい商品があったことに驚いた。値段にも関わってくるし、消費者は商品を買う際に内容量は計れず、ラベルを見てしか判断できないので、見えない信用・信頼を大事にしてほしい。
- ▶ 私達消費者は、表記内容を信じているので、決して裏切らないでほしいと思います。